

改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言

令和2年3月13日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」が成立し、同年3月14日から施行された。

今回の新型コロナウイルス感染症について一定の場合に法的な後ろ盾をもって対策を行うことが可能となったところであるが、対策発動の時期など運用面での課題があるところである。

については、法律の効果を実効あらしめるため、以下の点について政府において適切に対応されるよう緊急提言する。

記

- 1 感染による被害を最小限に抑えるには、まん延に至る前の対策が非常に重要であり、緊急事態宣言が発動される前から都道府県内で統一のとれた対策を強力に進めるため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第1項に基づく都道府県対策本部長による総合調整が不可欠である。

国、地方公共団体が連携してまん延防止対策をより強力に推進するためにも、早急に同法第15条に基づく政府対策本部を設置し、計画的に対策ができるように、基本的対処方針を速やかに策定されたい。

なお、政府対策本部の設置、基本的対処方針等の策定に当たっては、都道府県に対し、事前に情報提供を行うこと。

- 2 緊急事態宣言の発動に当たっては、国民生活や事業者活動への影響も非常に大きく、都道府県知事も重い責任を負うこととなることから、あらかじめ該当となる都道府県知事の意見を聴くなど、十分な連携を図ること。また、物資、土地等に制限を加える権限行使についてガイドラインを設けるなど、緊急事態での混乱を防止する対策を示すこと。さらには、都道府県知事が協力要請等を行う場合の損失等についても補償の対象とするなど柔軟な対応を行うとともに国において必要な財政措置を講じること。

- 3 緊急事態宣言が発動された後の都道府県知事権限として、多数の者が利用する施設の使用制限があるが、政令で規定されている1,000㎡を超える劇場などの使用制限だけでは効果が十分ではないと考えられることから、国において必要な基準の見直しを検討すること。

また、緊急物資の運送要請・指示、特定物資の売渡しの要請・収用などは全国的な調整が必要であり、一都道府県での対応は実質的に困難なことから、国が主導して広域的措置に取り組むこと。

令和2年3月18日

全国知事会会長	飯泉 嘉門
全国知事会社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
全国知事会総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治